

伊豆市青少年の健全育成大会にかかわるスポーツ・文化・善行・少年指導者表彰に関する運用細則

	実施要領の内容	詳 細	適用
1	都道府県等が主催若しくは共催する大会・競技会	<u>地区予選のある</u> 都道府県等が主催若しくは共催する大会・競技会	スポーツ活動表彰
2	国の行政機関等が全国大会として主催若しくは共催する大会	地区予選（県以上）のある大会 ・国民体育大会 ・全日本、日本選手権（各種目別）大会 ・財団法人日本体育協会加盟の中央競団体が主催する大会 ・全国小・中・高等学校体育連盟、（日本高等学校野球連盟を含む）が主催する大会 ・日本障害者スポーツ協会が認めた障害者全国大会	スポーツ活動表彰
3	過去に表彰された個人や団体であっても、 <u>異種目（異分野）</u> であれば表彰の対象とする。	異種目（異分野）の判断は、開催要項や主催団体・推薦者への聞き取り等により判断する。	スポーツ活動表彰 文化活動表彰
4	過去に表彰された実績より <u>優れた成果</u> であれば同種目（同分野）であっても表彰の対象とする。	過去に表彰された実績の上位、または優勝あるいはその部門の最高賞であった場合は、同じ成績でも表彰の対象とする。 <u>なお、複数年連続で優勝あるいはその部門の最高賞であった場合は、連続賞として表彰する。</u>	スポーツ活動表彰 文化活動表彰
5	展覧会等で高い評価を得た個人・団体	展覧会等で最高賞又は最高賞に次ぐ賞を受けた個人・団体	文化活動表彰
6	推薦された候補者については、教育委員会で審査し決定する。	推薦された候補者については、社会教育委員会で審査し、教育委員会で決定する。	スポーツ活動表彰 文化活動表彰